

＼ 漁業者の皆さま ＼

一人でも人を雇う場合には、
労災保険の加入が必要になります



労災保険への加入が労働者・経営を守り、
安心して働ける環境を作ります！

労災保険への加入で実現できること

人材確保につながる

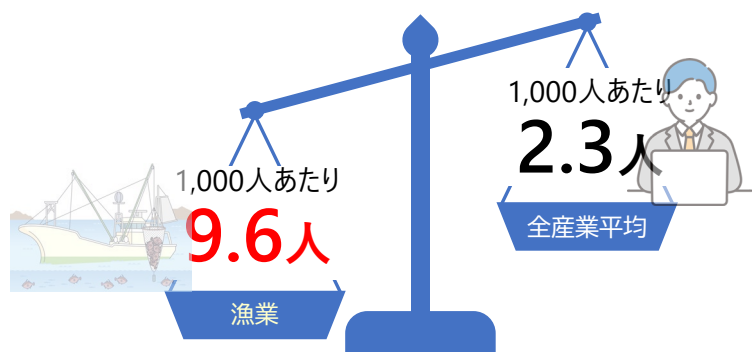
漁業は他産業と比べ労働災害発生率が高い産業です。事故があっても補償を受けられるよう安心して働ける環境づくりが重要です。

経営リスクに備えられる

事業主は、従業員が業務上負傷した場合に必要な治療費を負担するなどの災害補償責任を負っています。労災保険に加入していない場合、事業主がこれらの補償をしなければなりません。

事業主の補償義務の例

- 海中転落し死亡 → 約1,000万
(遺族補償)
- 甲板ですべり転倒し骨折 → 約30万
(療養および休業補償)

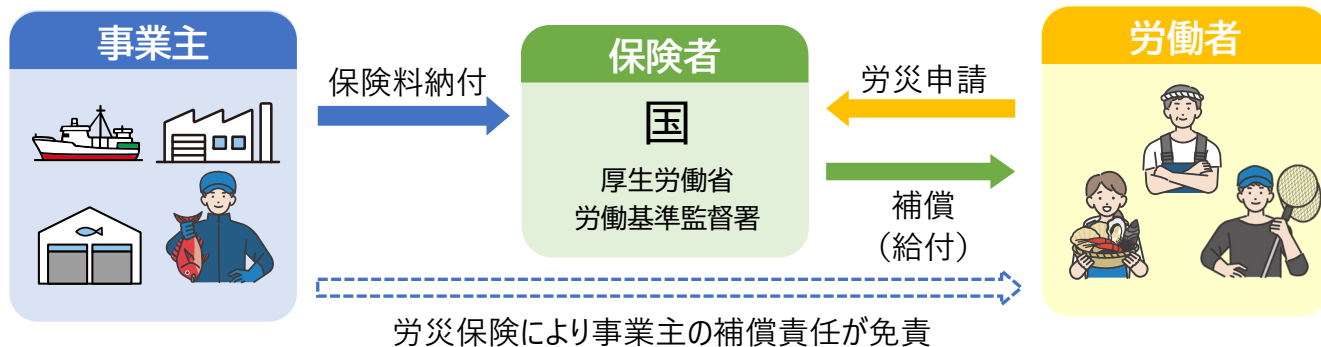


令和7年 労働災害発生率

水産庁

労災保険制度とは

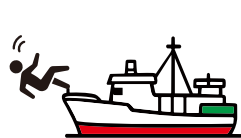
労働者が仕事や通勤が原因で負傷したり、病気になったり、又は亡くなった場合に、被災労働者への療養に関する給付や遺族への給付等を行うといった制度です。



主な給付の種類



【労働災害の例】



操業中の転落・海難



漁具使用中の負傷



他の産業と同様に漁業においても一人でも人を雇う場合には、労災保険の加入が必要になります。

※法律の公布の日(令和8年7月17日)から5年以内の政令で定める日以降

■ 労災保険加入の対象

- 繁忙期のみ雇用
- パート・アルバイトを雇用
- 民間の共済・保険等に参加済
- 外国人を雇用

⚠ これらの場合でも一人でも雇用していれば加入が必要になります

※ 従業員を雇わず家族のみで営む場合は、原則、労災保険制度の対象外ですが、一定の条件を満たす場合、「特別加入制度」を利用して労災保険に加入できますので、積極的に加入しましょう。

労働災害防止の取組について

労働災害の発生そのものを防止することも重要です。水産庁の動画等を活用して、労働災害の防止に努めましょう！



動画はこちら／

事故事例と対策

作業安全学習教材



加入相談窓口のご案内

水産庁のHPでは漁業者の皆様が相談可能な窓口一覧を掲載しています。

詳しくはこちら▶

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/260428.html>

水産庁 漁政部企画課

